

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2017年12月7日～2017年12月13日)

平成 29 年(2017 年)12 月 15 日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p>政治</p> <p>裁判所制度改革法案の下院可決 モラヴィエツキ新内閣の発足 国家ラジオ・テレビ評議会の民放テレビ局に対する罰金支払い命令 欧州委員会、移民・難民問題に関し、ポーランド等の欧州司法裁判所への提訴を決定 外務省、米国によるエルサレムのイスラエル首都としての承認に関する声明を发出 コブナツキ国防副大臣、米国側からのPAC-3の提示額は高額すぎると発言 シャトコフスキ国防次官、国防戦略の重要性を強調 シャトコフスキ国防次官、ラトビア派遣部隊の壮行式典に参加 ベニス委員会、ポーランドの司法制度改革に関する2つの意見書を採択 コブナツキ国防副大臣、新型戦車の開発について発言 ヴァシチコフスキ外務大臣、PESCOの正式発足に関連し、発言 ドゥダ大統領、ウクライナを訪問</p>								<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります！」 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍、国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
<p>治安等</p> <p>ワルシャワ中央駅周辺で法外な値段を請求するタクシーによる被害が発生 紛争地域からの移民受入に関する世論調査結果 ウクライナでポーランドの観光バスを標的とした爆弾テロが発生 国家警察、連続誘拐犯を逮捕 警察に浸透した組織犯罪グループによる虚偽告発事案 国境警備隊、偽造ベルギー旅券で出国を試みたアルジェリア人を拘束 ラドムで集団食中毒</p>								
<p>経済</p> <p>「ビジネス憲章」関連法案、下院で審議開始 2018年予算案の下院第二読会の延期 アフリカ豚コレラへの対応 ドゥダ大統領、新外国人法に署名 2017年第3四半期の公的債務 1～10月の貿易統計 国営鉱山企業 KGHM 社、欧州投資銀行から9億ズロチの融資を獲得 シェールガスという夢の終焉^{しゅうえん} ポーランド人の6割が原子力発電所の建設を支持 バルト海パイプラインの設置場所は来年公表 容量市場法が新たな発電所建設を妨げる可能性</p>								
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 旅券(パスポート)の管理及び携行義務に関する注意喚起 欧州でのテロ等に対する注意喚起 年末年始に海外に渡航・滞在される方への注意喚起 エルサレムをイスラエルの首都と承認する等の米国大統領布告发出に伴う注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い パスポートダウンロード申請書の御案内 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>								
<p>ポーランド日本国大使館 ul.Szwolczerow 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>								

政 治

内 政

裁判所制度改革法案の下院可決【8日】

8日、下院は、ドゥダ大統領が提出した法案に法務委員会が修正を加えた、全国裁判所評議会(KRS)改正法案及び最高裁判所改正法案を可決し、本2法案は上院に送付された。

モラヴィエツキ新内閣の発足【8日～12日】

8日、ドゥダ大統領は、大統領府にてシドゥウオ首相より提出された内閣総辞職を受理し、モラヴィエツキ副首相を次期首相候補に指名して組閣を命じた。

11日、ドゥダ大統領は、モラヴィエツキ新首相及び閣僚を任命し、正式にモラヴィエツキ新内閣が発足した。新内閣では、モラヴィエツキ首相が開発大臣及び財務大臣を兼務、シドゥウオ首相が副首相に就任した他は、シドゥウオ前内閣の全閣僚が留任した。

12日、モラヴィエツキ首相は下院にて施政方針演

説を行い、医療、エネルギー政策、中小企業の活性化、安価な住宅の提供事業、外交政策等について言及した。また同日夜、新内閣に対する信任投票が行われ、賛成243票、反対192票で同内閣は信任された。

国家ラジオ・テレビ評議会の民放テレビ局に対する罰金支払い命令【11日、12日】

11日、国家ラジオ・テレビ評議会(KRRiT)は、民放テレビ局TVNが法に違反する報道を行ったとして、同局に147万9,000ズロチ(約4,670万円)の罰金の支払いを命じた。

12日、米国国務省は、自由で独立したメディアは強い民主主義にとって不可欠であり、KRRiTの今次決定は報道の自由を揺るがずものであるとして懸念を表明する声明を発表した。

外交・安全保障

欧州委員会、移民・難民問題に関し、ポーランド等の欧州司法裁判所への提訴を決定【7日】

7日、欧州委員会は、ポーランド、チェコ及びハンガリーを、EUによる難民の再移転計画に基づく割り当て数の受け入れを拒否しているとして、欧州司法裁判所への提訴を決定した。同問題に対しモラヴィエツキ首相は、カトリック系テレビ「テレヴィズヤ・トゥルファム」でのインタビューにおいて、ポーランドは戦争が進行中で何千人もの人が亡くなっているウクライナから多くの難民を受け入れているが、欧州委員会はこれを無視していると述べた。同首相はまた、難民の受け入れを実施しない国へのEU構造基金の配分削減の可能性について問われ、かかる脅しは醜く、誇り高いポーランド人は恐喝されることを許さないと述べた。同首相は14-15日にブリュッセルで行われる欧州理事会に出席する。

外務省、米国によるエルサレムのイスラエル首都としての承認に関する声明を発出【7日】

7日、外務省は、米国によるエルサレムのイスラエル首都としての承認に関し、紛争当事者間で最終的な和平合意に至るまでは、エルサレムの国際的地位に影響を与えるあらゆる活動は慎重たるべきとの声明を発出した。

コブナツキ国防副大臣、米国側からのPAC-3の提示額は高額すぎると発言【7日】

7日、コブナツキ国防副大臣は、ワシントンにおいて米国政府から提示された内容は、わずか2個大隊

分のPAC-3だけで105億米ドルも支出し、その他の点でも驚くべき内容があり、とても許容できない旨述べた。

シャトコフスキ国防次官、国防戦略の重要性を強調【7日】

7日、シャトコフスキ国防次官は、本年6月に発表した国防戦略の重要性を改めて強調するとともに、陸軍の強化、巡航ミサイル搭載潜水艦の導入、領域防衛軍の役割強化及び防空体制の強化に取り組んでいく旨述べた。

シャトコフスキ国防次官、ラトビア派遣部隊の壮行式典に参加【7日】

7日、シャトコフスキ国防次官は、ラトビアのNATO前方地域プレゼンス強化大隊として派遣される第9騎兵機甲旅団を基幹とする第2次隊の壮行式典に参加した。

ベニス委員会、ポーランドの司法制度改革に関する2つの意見書を採択【8日】

8日、欧州評議会(CE)の諮問機関であるベニス委員会(VC)は、ポーランドの司法制度改革に関する2つの意見書を採択した。意見書は、①ポーランドにおける法務大臣と検事総長の兼務と、同総長の権限拡大、②普通裁判所制度改革法(本年8月施行)、③ドゥダ大統領による最高裁判所改正法案及び全国裁判所評議会(KRS)改正法案と、CEの規準との一致に関するもので、VCはこれらの新しい規則は、

ポーランドの司法全般において深刻な危険をもたらすとしている。

コブナツキ国防副大臣、新型戦車の開発について発言【11日】

11日、コブナツキ国防副大臣は、新戦車の開発の方向性に関して、旧式のT-72戦車の改造、スペイン等から中古レオパルド戦車の購入及びドイツ、フランス、米国、トルコ、韓国がそれぞれ行う次世代戦車の開発への参加の3つの可能性を検討している旨述べた。

ヴァシチコフスキ外務大臣、PESCOの正式発足に関連し、発言【12日】

12日、ヴァシチコフスキ外務大臣は、恒常的な構造化協力枠組(PESCO)の正式発足に関連し、EUは統一した防衛政策を整備しようとしているが、欧州

の東方地域の防衛政策は核抑止も含めたフルスケールの紛争も考慮しなければならず、この能力は、EUにはなく、米国が含まれるNATOしか保有していないことを認識すべきである旨述べた。

ドゥダ大統領、ウクライナを訪問【13日】

13日、ドゥダ大統領はウクライナを訪問し、ポロシェンコ大統領と会談した。両大統領は、ウクライナ領内で第二次大戦中に殺害されたポーランド人の遺体調査を現在ウクライナが禁止していることに関し、それを可及的速やかに撤回すること、両国間の問題を、副首相を長とする合同委員会で協議することで合意した。また、ドゥダ大統領は、ウクライナにおける武力衝突に関し、国連の平和維持部隊がドネツク及びルガンスク一帯で任務を開始することは重要なアイデアである旨発言した。

治 安 等

ワルシャワ中央駅周辺で法外な値段を請求するタクシーによる被害が発生【7日】

7日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、ワルシャワ中央駅周辺で法外な値段を請求するタクシーによる被害が発生している旨報じた。外国人等が同タクシーの被害に遭っており、10キロの移動で通常の7倍近い560ズロチを請求された事例もあるとされる。ワルシャワでは、市内のタクシー業者は、ワルシャワ市によって登録管理されているが、市当局は、タクシー料金の支払いを商業契約とみなしており、利用者の目に付く場所に価格表が提示される限り、価格設定は事業者の判断に委ねられているとしている。また、ワルシャワ首都警察も、同問題について、原則民事不介入の立場を取っている。なお、これらのタクシーは、車体への社名や電話番号の表示を避ける傾向があるとされる。

紛争地域からの移民受入に関する世論調査結果【8日】

世論調査機関CBOSが本年10月に無作為に抽出したポーランド人948人を対象に実施した調査によれば、紛争地域からの移民受入に反対するポーランド人の割合は63%で、賛成の33%を大幅に上回った。賛成と回答した者についても、受入は暫定的なものとするべきとの意見が大勢で、恒久的な移民の定住に賛成する回答は4%に留まった。中東からの難民に限定すると、回答者の75%が受入に反対と回答し、本年4月に実施された同様の調査時から9%上昇した。EUの求めるイスラム系移民再移転を拒否した場合、ポーランドはEUからの資金援助打切り等の制裁措置に直面する可能性があるが、回答者の74%が制裁を受けてでも受入を拒否すべきと回答し

た。他方、分離独立勢力との戦闘が続くウクライナからの移民については、61%が受入に賛成と回答した。

ウクライナでポーランドの観光バスを標的とした爆弾テロが発生【9日】

9日夜、ウクライナ・リヴィウ近郊で、ポーランドの観光バスを標的とした爆弾テロが発生した。同観光バスは、ポーランド地方政府関係者を含むポーランド人観光客23人に使用されていたが、爆弾はバスがホテル駐車場に駐車中に爆発したため、乗客らに死傷者は出なかった。11日、ポーランド外務省及びウクライナ外務省は、同攻撃を非難する声明を相次いで発出したほか、ポーランド外務省は、ウクライナ国内でポーランド国民への脅威が高まっているとして、旅行者等に注意喚起を発出した。

国家警察、連続誘拐犯を逮捕【11日】

11日、国家警察は、本年1月にクラクフ市内で通学中の子どもを拉致し、身代金を要求したとして、2人組の誘拐犯グループを逮捕した旨発表した。容疑者はポーランド人の男及び女で、捜査の結果、逮捕された男は2013年に同じくクラクフ市内で発生したビジネスマン誘拐・身代金要求事件にも関与していたことが判明した。容疑者には禁錮4年が求刑される見込み。

警察に浸透した組織犯罪グループによる虚偽告発事案【12日】

11日、ジェチポスポリタ紙は、ワルシャワ首都警察に浸透した組織犯罪グループが虚偽の告発でクライエフスキ首都警察本部長の失脚を画策していた旨

報じた。同案件は、警察官の検察当局への告発によって判明したもので、組織犯罪グループは国家警察本部長宛に汚職等を名目とした偽造の告発書を送付するなどしてクライエフスキ首都警察本部長の失脚を謀っていたとされる。

国境警備隊、偽造ベルギー旅券で出国を試みたアルジェリア人を拘束【12日】

12日、国境警備隊は、ワルシャワ・ショパン空港で、偽造ベルギー旅券を使用してアイルランドへの出国を試みたアルジェリア人2人を拘束した旨発表した。両人は偽造旅券の入手先等について黙秘しており、

国境警備隊が取調べを進めている。

ラドムで集団食中毒【13日】

13日、ラドム市内で70人が食中毒の症状を訴え、14人が病院に入院した。食中毒の原因はラドム市内のパン工場で生産されたパンと見られており、保健当局が食品の汚染経緯を調査している。同工場で生産されたパンは、ラドム以外に、近郊のピオンキ及びヴァルカでも流通していたが、保健当局の指示で在庫は店頭から撤去され、原因が特定されるまで新たな流通が禁止された。

経 済

経済政策

「ビジネス憲章」関連法案、下院で審議開始【8日】

下院において「ビジネス憲章」関連法案の第一読会が行われ、特段の修正は提案されなかった。同憲章は引き続き下院において更なる審議に付される。同憲章は5つの法案で構成され、起業家の権利を含む現行の商業法の改正や中小企業スポークスマンの設置、中央商業登録、外国投資家に係る新たな規制等を含んでいる。

2018年予算案の下院第二読会の延期【11日】

サシン下院公共財政委員長によると、2018年予算案の第二読会及び採決は1月に延期された。予算案は今週に採択予定であったが、次回審議は2018年1月9日となる見通しである。12月1日に行われた同委員会審議では予算法案が可決されたが、数10に上る修正が提案された。

アフリカ豚コレラへの対応【12日】

報道によると、最高監査員(NIK)はアフリカ豚コレラ(ASF)の更なる感染拡大がもたらす莫大な損

失について警告を発した。感染豚の駆除には約100億ズロチの経費が見積もられ、感染拡大で約20万件の養豚農家の破産や外国による禁輸措置の拡大が引き起こされるおそれがある(現在、中国、韓国、日本が禁輸措置をとっている)。12月5日、内閣は家畜伝染病の拡大防止のための特別法を採択するなど、水際対策を強化している。

ドゥダ大統領、新外国人法に署名【14日】

ドゥダ大統領は、企業内転勤による「EU域外の第三国の国民の入国と滞在条件に関する2014年5月15日付欧州議会・理事会指令(ICT指令)」の実施に係る法律に署名した。同法により、第三国の国民が企業内転勤を行う際に、より簡素化された手続で滞在許可取得が可能となる。子会社や現地法人への出向は企業内転勤に該当しない場合もある。経営管理職または専門家は3年間、研修生は1年間までの滞在が認められ、右期間を超えると、他の資格での滞在許可を保持している場合を除き、当該外国人は一時出国を求められる。

マクロ経済動向・統計

2017年第3四半期の公的債務【12日】

財務省は、第3四半期の公的債務は前期比0.5%減の9,722億ズロチとなったと発表した。2016年末と比較すると公的債務は0.7%増となっている。政府債務は前期比48.3億ズロチ減(0.5%減)、地方自治体債務は1.9億ズロチ減(0.3%減)、社会保障基金債務は330万ズロチ減(0.6%減)となった。

1~10月の貿易統計【11日】

中央統計局(GUS)によると、2017年1~10月の貿易収支は21.6億ユーロの黒字となった。輸出は前年同期比10.5%増の1,685.3億ユーロ、輸入は11.5%増の1,663.7億ユーロであった。ドイツへの輸出は前年比10.1%増、輸入は8.7%増、ロシアへの輸出は20.7%増となった。

ポーランド産業動向

国営鉱山企業KGHM社、欧州投資銀行から9億ズ

ロチの融資を獲得【11日】

国営銀・銅鉱山会社KGHM社は、欧州投資銀行(EIB)から9億ズロチの融資を獲得したと発表した。同融資は、採掘効率を上げるための設備投資等

の事業に充てられる。また、EIBは、主要鉱山事業費用の50%以上に同資金を充当することにも合意した。

エネルギー・環境

シェールガスという夢の終焉【11日】

多くの海外投資家は、ポーランドでのシェールガス鉱床の開発について、ビジネス収益性が低さや官僚主義による複雑な行政手続きなどに落胆し、ほとんど興味を示していない。これまで政府は30億ズロチを採掘量の調査に費やしたが、国が課題を認識したという点では無駄とはならなかった。

ポーランド人の6割が原子力発電所の建設を支持【12日】

エネルギー省が実施した世論調査によると、59%が原発建設を支持、16%が断固反対と回答した。地方での原発施設建設については42%が支持する旨回答したが、2016年の前回調査と比較して、支持率は2%低下した。また、65%が原発を気候変動対策に有益と回答したほか、67%が原発によってポーランドのエネルギー安全保障が強化されると回答した。

バルト海パイプラインの設置場所は来年公表【12日】

目】

国営ガスインフラ企業Gaz-System社のヤクボフスキ開発部長は、来年の上半期にバルト海ガスパイプライン計画(デンマーク-ポーランド間)の最終接続点を決定すると発表した。以前、同社はパイプライン敷設場所について、ニエホジャ、ロゴフ、ゴンスキの3つを検討しており、地質・環境調査を実施中と発表していた。

容量市場法が、新たな発電所建設を妨げる可能性【13日】

8日、下院は容量市場法の作業を終了した。シンクタンクのクライアント・アース基金の報告書によれば、エネルギー省の意図に反して、EU規制の要件に適合させるために多くの変更が行われた。バスケット型入札を設けず、設置年数に関係なく同価格で電力調達を行うことで、新たな発電所への投資リスクを回避し、既存設備での発電継続が可能となる。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

旅券(パスポート)の管理及び携行義務に関する注意喚起

旅券の入ったバッグは身体から離さない、目を離さない、バスや地下鉄の車内ではリュック等は身体の前で抱える、といった注意を心がけてください。

万が一、旅券の紛失・盗難に遭った場合は、直ちに現地の警察に赴き、紛失届あるいは被害届を提出するとともに、いずれかの写し又は紛失・被害証明を入手し、日本国大使館又は総領事館の領事窓口まで御連絡ください。多くの国や地域では、外国人は旅券を常時携行することが法律で義務付けられています。違反すると罰金等を科されることもありますので注意してください。

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、本年に入ってからテロ事件が相次いで発生しており、特にイスラム教のラマダン期間(5月下旬～6月下旬)頃にはテロ事件が続発しました。ラマダン期間は終わりましたが、8月17日(現地時間)にはスペイン・バルセロナ中心部の観光地で多くの人が犠牲となる車両突入テロ事件が発生したほか、10月1日(現地時間)にもフランス・マルセイユの鉄道駅で刃物による歩行者襲撃事件が発生するなど、引き続き更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

年末年始に海外に渡航・滞在される方への注意喚起

中東・アフリカ地域だけでなく、欧米やアジアを含め世界各地でテロが発生しています。年末年始には様々なイベント等が行われ、これに集まる不特定多数の群衆を標的とするテロ等の発生が懸念されます。こうしたテロ等の被害に巻き込まれないよう、最新の治安情報を確認するとともに、周囲の状況に注意を払い、不審な人物等を察知した場合には速やかにその場を離れる等安全確保に努めてください。

エルサレムをイスラエルの首都と承認する等の米国大統領布告発出に伴う注意喚起

12月6日、米国のトランプ大統領がエルサレムをイスラエルの首都と承認し、在イスラエル米国大使館をエルサレムに移転する大統領布告を発出したことを受け、イスラム諸国では反発が強まっています。

米国は世界各地にある自国の在外公館に対し、警備を強化するよう指示したとの報道もあり、世界各地で米国を対象とした抗議集会等の発生が懸念されますので、米国の公館や関連施設周辺への立ち入りはなるべく控え、やむを得ず訪れる際は最新の関連情報の入手に努め、不測の事態に巻き込まれないよう十分注意してください。万が一、抗議集会等に遭遇した場合は、不用意に近づくことなく、速やかにその場を離れてください。

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

パスポートダウンロード申請書の御案内

本年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報：<https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00，Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp，住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本・ポーランド交流展【11月28日(火)～12月22日(金)】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、日本・ポーランド関係のエピソードを紹介したパネル展が開催中です。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22 584 73 00，Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp，住所：Al. Ujazdowskie 51 (4階)，Warszawa）

【予定】第11回柔道選手権大会「若い才能養成所」【12月16日(土)】

ユゼフ市にて、学生柔道クラブ「ユコ ユゼフ」主催による『第11回柔道選手権大会「若い才能養成所」』が開催されます。

開催場所：マゾフシェ県，ユゼフ市，Hala ICSiR，ul. Dfuga 44

詳細：<http://judo-yuko.pl/>

【予定】第3回日本・ポーランド クリーンコールセミナー【12月19日(火)】

ワルシャワ市にて、経済産業省・一般財団法人石炭エネルギーセンター・ポーランド共和国エネルギー省共催による『第3回日本—ポーランド クリーンコールセミナー』が開催されます。

開催場所：マゾフシェ県，ワルシャワ，Novotel ホテル，ul. Marszałkowska 94

【予定】水曜映画上映会「誰も守ってくれない」【1月17日(水)17:30～】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、水曜映画上映会「誰も守ってくれない」が開催されます（日本語音声、英語字幕）。入場は無料です。座席に限りがありますので、参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22 -584 -73 00，Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp，住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)